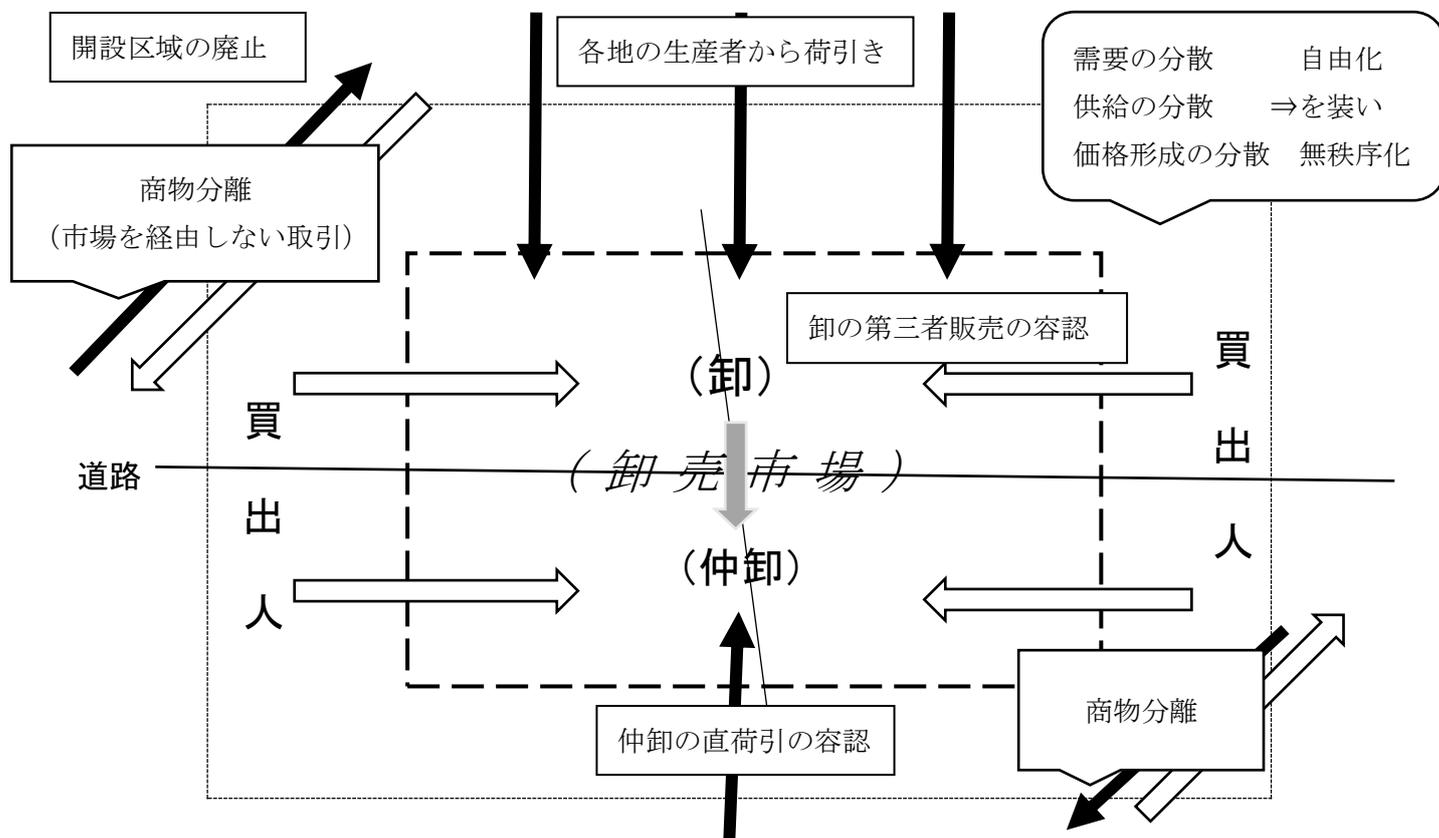


【改正卸売市場法と都の条例改正案（令和2年6月21日施行）の推察図】

改正卸売市場法と都の市場条例改正案では、集荷の「卸」・分荷の「仲卸」という流通制度を無くすために、規制緩和の名のもとに双方のこれまでの制約を白紙化しているが、ここに集荷物が一堂に会する卸売市場の姿は無いだろう。販売取次業者の集まる「物流センター」に変容する。

これ程までの条例変更を都職員と業界一部のみで決めるものか？全事業者へ事前の説明は？法律は改変されても、各開設地方自治体の条例を現行のまま存続させれば、卸売市場制度は継続可能！



- ☠ 卸と仲卸は荷引と販売をそれぞれ行えるとされるが、「集荷と分荷」機能が散乱して卸売市場としての公正公平な価格形成機能を持たない。
- ☠ 向かい合って対立するかのような関係はあたかも、卸と仲卸が道路で分断された豊洲市場の「かたち」そのものだ。
- ☠ 開設区域の廃止により、卸売市場の公設性の根拠は失われ、業者の得ている許可は無効となる（許可の根拠がないため認定制になる）。
- ☠ 移転後に卸売市場法と都条例の改変があり体制がこれほど変わる事を、事前に周知されていたか？市場の仕事が継続できる移転ではない？
- ☠ 規制緩和が市場流通の活性化するというが、卸売市場制度を外して、物流センターとしてでは、話のすり替えであり目的が全く違う。

卸売市場制度の存続を訴える請願署名運動が全国的に展開中！食糧政策の異変に待った！をかける！！

食・いのち・暮らし **卸売市場卸売市場制度を守ろう！国民連絡会**

参考資料掲載ホームページ <http://zcren.web.fc2.com/index.html>